

## 生活のきまり

次に掲げたことは、本校生徒として守るよう努力を続けてもらいたい最低の生活基準である。

### I 一般的事項

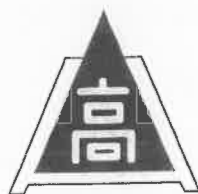
1. 届出，許可願は，別に示した一覧表通りの手続きをへる。
2. 正当な理由なく遅刻，早退，欠課，欠席をしない。
3. 早退，欠課及び外出する場合は，事前に担任の先生に届け出る。
4. 欠席の場合は事前に担任に届け出る。  
1週間以上にわたる病気欠席には医師の診断書を添える。なお次の日数以内の忌引は欠席扱いとしない。  
父母… ..... 5日  
兄弟姉妹，祖父母… ..... 3日  
叔伯父母，曾祖父母… ..... 1日
5. 授業が開始してからの入退室は担当の先生に申し出て，その指示にしたがう。
6. 公欠の場合は，公欠取扱票に記入して届け出る。
7. 教科担当不在の時は，他の先生の指示を受ける。
8. 授業終了後，用事のない生徒はすみやかに下校する。下校門限は，17:00，特別延長が許可された場合は 18:30 とする。
9. 自転車通学は，自転車通学許可願を提出し，ステッカーを貼り，所定の場所に駐輪すること。単車，自動車による通学は許可しない。
10. 頭髪に関しては自然な状態を基本とし，染色，脱色，パーマ等はこれを禁ずる。
11. 部活動等で休日，早朝，下校門限以後に活動したい時は前もって届け出る。なお休日等に活動するときは顧問等の付添を必要とする。
12. アルバイトをする場合は，保護者と相談し，承認を得てから届け出る。
13. 諸行事に参加，又は旅行する場合は，行事参加願を提出し指導を受ける。
14. 校内の掲示，印刷物の刊行，放送については部活動関係は生徒会へ，その他は生徒指導部へ届け出る。

15. 校舎, 器物を破損した場合は, 直ちに担任の先生又はその管理担当の先生に申し出てその指示にしたがう。
16. 貴重品はむやみに持参しない。すべての所持品に記名するとともに自主的な管理に心がける。紛失などの事故があれば直ちに担任または生徒指導の先生に届け出る。
17. 学級運営を円滑にし, 生徒会活動に参加するため, 各学級では次の委員(原則として各2名)を選出し, 校長が認証する。学級代表, 会計, 指導, 図書, 文化, 保健, 体育, 進路, 選挙管理(通年)の各委員と各学年で決められた修学旅行・学習・遠足委員など。  
任期は前期(4月~9月), 後期(10月~3月)とする。
18. 相談室は昼休みに開設されている。両親, 友人, だれにも言いにくく困っているようなことがあれば利用すること。

## II 通学時の服装などについて

1. 標準服は式典, 行事, 考査等, 学校が指定する時には必ず着用すること。
2. 標準服以外の服装を着用する場合は, 社会通念上通学服として適当なものを選び, 華美にならないように心掛けるとともに高校生としての品位を保つようにつとめる。なお品位に欠けるものとして露出度の高い服装, サンドルなどの軽装は厳にこれを禁じる。
3. 他校の制服又は団体の利益誘導になるような服装は着用しない。
4. 校内では指定の上履を使用する。

令和6年度入学生  
新入生のしおり



目次	ページ
1. 入学までの心得について	1
2. 入学手続きの書類提出について	2
(1) 本日(3月19日(火)) 提出書類	
(2) 3月22日(金) 提出書類	
(3) 4月6日(土) 提出書類	
3. 人権教育推進委員会より	4
4. 芸術選択について	5
5. 生徒指導部より	6
6. 健康の記録・生徒健康診断票 記入上の注意・記入例	7
7. 感染症に罹った場合について	12
8. 意見書作成について	13
9. 高校生活支援カードについて	14
10. 学校徴収金等について	15
11. 証明書の交付について	21
12. 日本スポーツ振興センターについて	22
13. 奨学金について	24
14. 府立高等学校における生徒1人1台端末の配布について	26
15. HP及び公式ブログ等の写真等掲載の承諾書について	28
16. クラブ体験入部 参加カード 記入上の注意	29
17. 合格者向け入学者選抜の成績に係る保有個人情報の口頭等による即時提供制度について	30
18. 指定学用品物品の購入について	31
19. 標準服のご案内	34
20. 教科書・副読本定価表	35
21. 新学期までの宿題とスタディーサポート(テスト)について	37
22. 今後の日程	39

大阪府立花園高等学校

〒578-0931 東大阪市花園東町3丁目1番25号  
TEL 072-961-4925 FAX 072-962-0440

## 5. 生徒指導部より

### はじめに

花園高校の校訓は、**誠実・努力・協調** です。

- 誠実 … 真面目に、真心をもって人や物事に対すること。  
努力 … 自分の能力の可能性をとことん追究し続けること。  
協調 … 互いの違いを認めあい、高めあう感性と行動力を持つこと。

以上の事を胸に、充実した高校生活を送り、自分の進路を切り拓いてください。

### 自主・自律を重んじる校風

この自主・自律は、自分勝手に良いというわけではありません。ルールを守るのは当たり前、もっと高い意識を持って **マナーを守り** 規則正しい高校生活を過ごしましょう。

### 基本的な規則・注意事項

#### 1. 服装・頭髪について

標準服については、普通の着用は強制しません。(但し、学校が標準服を指定する日を除く) 社会通念上通学服として適切な、華美ではない服装で登校してください。

頭髪に関しては、自然な状態を基本とし、染色・パーマ等禁止にしています。

標準服は流行に左右されないデザインにしています。スカート丈を短くする等の改造は一切認めません。

#### 2. アルバイトについて

原則としてアルバイトをすることは禁止しています。(家庭の事情等でやむを得ずしなければならない場合は、保護者を通じて担任に相談してください。)

#### 3. 通学について

通学の手段は公共交通機関又は自転車、徒歩のいずれかとする。単車やキックボード等は認めない。入学式までに安全に通学できる経路を確認しておいてください。また、電車、バス通学の方は、時刻表の確認をしておき、遅刻しないように時間の余裕を持って登校しなさい。

自転車通学者は、自転車通学願を4月6日(土)に提出してください。

### ※自転車任意保険 (PTA協議会より) について

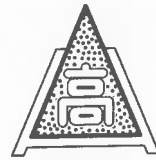
本日配付しました自転車保険につきましては、よくご検討いただき、適当なものをお選びください。

#### 自転車に関する保険の種類と内容

保険の種類	加入者	相手への賠償対人対物 (登下校時以外もカバー)	自分のケガや自転車の保証	示談交渉	備考
全校P連	全員加入	○	×	×	大阪府の条例はクリア
スポーツ振興センター	任意(ほぼ全員加入)	×	登下校中のケガについて保証	×	
PTA協議会	任意	×	・ ○	○	

# 生徒手帳

2024年度



大阪府立  
花園高等学校  
東大阪市花園東町3丁目1番25号  
電話 072-961-4925(代)

## 生活のきまり

次に掲げたことは、本校生徒として守るよう努力を続けてもらいたい最低の生活基準である。

### I 一般的事項

1. 届出、許可願は、別に示した一覧表通りの手続きをへる。
2. 正当な理由なく遅刻、早退、欠課、欠席をしない。
3. 早退、欠課及び外出する場合は、事前に担任の先生に届け出る。
4. 欠席の場合は事前に担任に届け出る。
  - 1 週間以上にわたる病気欠席には医師の診断書を添える。なお次の日数以内の忌引は欠席扱いとしない。

父母	5日
兄弟姉妹、祖父母	3日
叔伯父母、曾祖父母	1日
5. 授業が開始してからの入退室は担当の先生に申し出て、その指示にしたがう。
6. 公欠の場合は、公欠取扱票に記入して届け出る。
7. 教科担当不在の時は、他の先生の指示を受ける。
8. 職員室、教科準備室への入室は各入室方法のとおりとする。また、職員室はホワイトボードまで入り、担当の先生を呼びなさい。

9. 授業終了後、用事のない生徒はすみやかに下校する。下校門限は、17:00、特別延長が許可された場合は18:30とする。
10. 自転車通学は、自転車通学許可願を提出し、ステッカーを貼り、所定の場所に駐輪すること。自動車や単車等による通学は許可しない。
11. 頭髮に関しては自然な状態を基本とし、染色、脱色、パーマ等はこれを禁ずる。
12. 部活動等で休日、早朝、下校門限以後に活動したい時は前もって届け出る。なお休日等に活動するときは顧問等の付添を必要とする。
13. アルバイトをする場合は、保護者と相談し、承認を得てから届け出る。
14. 諸行事に参加、又は旅行する場合は、行事参加願を提出し指導を受ける。
15. 校内の掲示、印刷物の刊行、放送については部活動関係は生徒会へ、その他は生徒指導部へ届け出る。
16. 校舎、器物を破損した場合は、直ちに担任の先生又はその管理担当の先生に申し出てその指示にしたがう。
17. 貴重品はむやみに持参しない。すべての所持品に記名するとともに自主的な管理に心がける。紛失などの事故があれば直ちに担任または生徒指導の先生に届け出る。
18. 学級運営を円滑にし、生徒会活動に参加するため、各学級では次の委員（原則として各2名）を選出し、校長が認証する。学級代表、

会計、指導、図書、文化、保健、体育、進路、選挙管理（通年）の各委員と各学年で決められた修学旅行・学習・遠足委員など。

任期は前期（4月～9月）、後期（10月～3月）とする。

19. 相談室は昼休みに開設されている。両親、友人、だれにも言いにくく困っているようなことがあれば利用すること。

## II 通学時の服装などについて

1. 標準服は式典、行事、考査等、学校が指定する時には必ず着用すること。  
また、標準服は流行に左右されないデザインになっているので、一切の改造は認めない。
2. 標準服以外の服装を着用する場合は、社会通念上通学服として適当なものを選び、華美にならないように心掛けるとともに高校生としての品位を保つようにつとめる。なお品位に欠けるものとして露出度の高い服装、サンダルなどの軽装は厳にこれを禁じる。
3. 他校の制服又は団体の利益誘導になるような服装は着用しない。
4. 校内では指定の上履を使用する。

## III 考査に関する注意事項

1. 考査時間割は、原則として1週間前までに通知する。
2. 考査開始の1週間前から考査終了日の前日まで、クラブ活動やその他の生徒活動の練習等については原則として禁止する。
3. 考査前日（最終授業日）までに、私物は各自持ち帰ること。
4. 考査前日から考査終了日の前日までの下校時刻は16:00とする。
5. 考査期間中の時程については、担任からの連絡に従うこと。また、自分の考査が終了しても、他に考査が実施されている場合には、速やかに校舎外へ退出するか指定された教室などに移動すること。
6. 考査は標準服で受験すること。文字が記入されている服装での受験は認めない。帽子、マフラー、膝掛け等の使用も認めない。
7. 考査期間中は、黒板に向かって左前列から出席番号順に着席する。なお、展開授業の考査では、事前に受験教室をしっかりと確認し、指定された座席に着席すること。
8. 考査の予鈴をもって、学習教材その他の不要なものは鞆の中に片づけ、監督の先生の注意・指示を聞くこと。
9. 鉛筆・消しゴム・定規その他指定された物以外の所持品はすべて鞆に入れ、鞆の口を閉